

[母子保健課關係]

母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新(案)	旧
<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p><u>オ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業</u> <u>カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業 <u>オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業</u> <u>(2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業</u> <u>② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業</u> <u>カ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

新(案)

旧

(4) 3の(4)の事業

ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(オの事業についてはアにより選定された額)を交付額とする。

(削除)

(交付額の下限)

5 (略)

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表1の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表2の徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

(4) 3の(4)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業

ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(カの事業についてはアにより選定された額)を交付額とする。

(5) 3の(4)のうち、オ(2)の②の事業

ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 (略)

(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)

6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、次の各号に掲げる区分による徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1

二 平成20年7月1日以降 別表1-2

(療育の給付に要する費用の徴収基準額)

7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、次の各号に掲げる区分による徴収基準額表に定めた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。

一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表2

二 平成20年7月1日以降 別表2-2

新(案)	旧
<p>8 (1) ~ (9) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>8 (1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件のほか(1)から(4)及び(6)、(7)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(4)、(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 間接補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>イ 間接補助事業者が地方公共団体の場合においては、この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ウ 間接補助事業者が地方公共団体以外の場合においては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p>

新(案)	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>9～15 (略)</p>	<p>(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>9～15 (略)</p>

新(案)

旧

(削除)

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
		所得割の額ある世帯	C2	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円			
		30,000円以下	D1	10,800	1,080
		30,001～80,000	D2	16,200	1,620
		80,001～140,000	D3	22,400	2,240
		140,001～280,000	D4	34,800	3,480
		280,001～500,000	D5	49,400	4,940
		500,001～800,000	D6	65,000	6,500
		800,001～1,160,000	D7	82,400	8,240
		1,160,001～1,650,000	D8	102,000	10,200
		1,650,001～2,260,000	D9	123,400	12,340
		2,260,001～3,000,000	D10	147,000	14,700
		3,000,001～3,960,000	D11	172,500	17,250
		3,960,001～5,030,000	D12	199,900	19,990
		5,030,001～6,270,000	D13	229,400	22,940
6,270,001以上	D14	全額			
			左の徴収基準月額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円		
備考	(略)				

新(案)					旧										
別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					別表1-2 徴収基準額表(養育医療給付事業)										
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額						
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0						
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260						
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540		
			所得割の額のある世帯	C2	7,900	790				所得割の額のある世帯	C2	7,900	790		
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯		所得税の年額 円		左の徴収基準月額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯		所得税の年額 円		左の徴収基準月額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円				
			15,000円以下	D1					10,800	1,080		15,000円以下	D1	10,800	1,080
			15,001～40,000	D2					16,200	1,620		15,001～40,000	D2	16,200	1,620
			40,001～70,000	D3					22,400	2,240		40,001～70,000	D3	22,400	2,240
			70,001～183,000	D4					34,800	3,480		70,001～183,000	D4	34,800	3,480
			183,001～403,000	D5					49,400	4,940		183,001～403,000	D5	49,400	4,940
			403,001～703,000	D6					65,000	6,500		403,001～703,000	D6	65,000	6,500
			703,001～1,078,000	D7					82,400	8,240		703,001～1,078,000	D7	82,400	8,240
			1,078,001～1,632,000	D8					102,000	10,200		1,078,001～1,632,000	D8	102,000	10,200
			1,632,001～2,303,000	D9					123,400	12,340		1,632,001～2,303,000	D9	123,400	12,340
			2,303,001～3,117,000	D10					147,000	14,700		2,303,001～3,117,000	D10	147,000	14,700
			3,117,001～4,173,000	D11					172,500	17,250		3,117,001～4,173,000	D11	172,500	17,250
			4,173,001～5,334,000	D12					199,900	19,990		4,173,001～5,334,000	D12	199,900	19,990
			5,334,001～6,674,000	D13					229,400	22,940		5,334,001～6,674,000	D13	229,400	22,940
6,674,001以上	D14	全額		6,674,001以上	D14	全額									
備考	(略)				備考	(略)									

新(案)

旧

(削除)

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	450	
		所得割の額ある世帯	C2	580	
D階層	A階層及びB階層を除き前年の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 4,800円以下	D1	6,900	690
		4,801～ 9,600	D2	7,600	760
		9,601～ 16,800	D3	8,500	850
		16,801～ 24,000	D4	9,400	940
		24,001～ 32,400	D5	11,000	1,100
		32,401～ 42,000	D6	12,500	1,250
		42,001～ 92,400	D7	16,200	1,620
		92,401～ 120,000	D8	18,700	1,870
		120,001～ 156,000	D9	23,100	2,310
		156,001～ 198,000	D10	27,500	2,750
		198,001～ 287,500	D11	35,700	3,570
		287,501～ 397,000	D12	44,000	4,400
		397,001～ 929,400	D13	52,300	5,230
		929,401～1,500,000	D14	80,700	8,070
		1,500,001～1,650,000	D15	85,000	8,500
		1,650,001～2,260,000	D16	102,900	10,290
		2,260,001～3,000,000	D17	122,500	12,250
		3,000,001～3,960,000	D18	143,800	14,380
		3,960,001以上	D19	全額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円
備考	(略)				

新(案)					旧						
別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)					別表2-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)						
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450
		所得割の額のある世帯	C2	5,800	580			所得割の額のある世帯	C2	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円				D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円			
		2,400円以下	D1	6,900	690			2,400円以下	D1	6,900	690
		2,401～4,800	D2	7,600	760			2,401～4,800	D2	7,600	760
		4,801～8,400	D3	8,500	850			4,801～8,400	D3	8,500	850
		8,401～12,000	D4	9,400	940			8,401～12,000	D4	9,400	940
		12,001～16,200	D5	11,000	1,100			12,001～16,200	D5	11,000	1,100
		16,201～21,000	D6	12,500	1,250			16,201～21,000	D6	12,500	1,250
		21,001～46,200	D7	16,200	1,620			21,001～46,200	D7	16,200	1,620
		46,201～60,000	D8	18,700	1,870			46,201～60,000	D8	18,700	1,870
		60,001～78,000	D9	23,100	2,310			60,001～78,000	D9	23,100	2,310
		78,001～100,500	D10	27,500	2,750			78,001～100,500	D10	27,500	2,750
		100,501～190,000	D11	35,700	3,570			100,501～190,000	D11	35,700	3,570
		190,001～299,500	D12	44,000	4,400			190,001～299,500	D12	44,000	4,400
		299,501～831,900	D13	52,300	5,230			299,501～831,900	D13	52,300	5,230
		831,901～1,467,000	D14	80,700	8,070			831,901～1,467,000	D14	80,700	8,070
		1,467,001～1,632,000	D15	85,000	8,500			1,467,001～1,632,000	D15	85,000	8,500
		1,632,001～2,302,900	D16	102,900	10,290			1,632,001～2,302,900	D16	102,900	10,290
		2,302,901～3,117,000	D17	122,500	12,250			2,302,901～3,117,000	D17	122,500	12,250
		3,117,001～4,173,000	D18	143,800	14,380			3,117,001～4,173,000	D18	143,800	14,380
4,173,001以上	D19	全額	左の徴収基準月額 の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円	4,173,001以上	D19	全額	左の徴収基準月額 の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円				
備考	(略)				備考	(略)					

新(案)

旧

別表 3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
結核児童 日用品費 等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健 衛生費補 助金	子どもの心 の診療拠点 病院推進事 業	(略)	(略)	(略)
	療育指導事 業	(略)	(略)	(略)
	生涯を通じ た女性の健 康支援事業	(略)	(略)	(略)
	特定不妊治 療費助成事 業	(略)	(略)	(略)
		(削除)		

別表 3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
結核児童 日用品費 等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保 健費補 助金	子どもの心 の診療拠点 病院推進事 業	(略)	(略)	(略)
	療育指導事 業	(略)	(略)	(略)
	生涯を通じ た女性の健 康支	(略)	(略)	(略)
	特定不妊 治療費助 成事業	(略)	(略)	(略)
	周産期医療 対策事業	次により算出された額の合計額 1 周産期医療協議会 612,000円 2 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 (1) 専門相談設置費 335,000円×実施月数 (2) 啓発普及費 406,000円 4 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 5 周産期搬送システム調査・研究事 業 1,630,000円 6 NICU入院児支援事業 5,536,000円	周産期医療対策事業 に必要な報酬、給料、 賃金、報償費、職員手 当等、共済費、旅費、 需用費(消耗品費、食 糧費、印刷製本費)、 役務費(通信運搬費、 広告料)、委託料、使 用料及び賃借料、機器 据付料、備品購入費	3分の1

新(案)

旧

(削除)			
------	--	--	--

健やかな妊娠・出産等サポート事業	次に算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 4,300,000円以内 2 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 9,500,000円以内	健やかな妊娠・出産等サポート事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
------------------	--	--	----

妊産婦ケアセンター運営事業	1 施設あたり、次により算出された額 利用者の宿泊定員10人以上 42,000千円 ※定員が10人未満の場合は、定員1人当たり4,000千円を減額する。 ※最低定員は5人とする。 ※事業期間が1年に満たない場合は、 42,000千円×事業月数/12とする。	妊産婦ケアセンター事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
---------------	--	--	------

総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター1か所につき、次により算出された額 MFICU 12床以上の運営の場合 69,499,000円 ※MFICUが12床未満の場合は、1床あたり5,791,000円を減額する。 ※事業期間が1年に満たない場合は、 69,499,000円×事業月数/12とする。	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消費費	3分の1
-------------------	--	---	------

健やかな妊娠・出産等サポート事業	次に算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 5,000,000円以内 2 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 10,000,000円以内	健やかな妊娠・出産等サポート事業に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
------------------	---	--	----

新(案)

様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

		都道府県(政令市、特別区)名		
区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
		円	円	
母子保健衛生費負担金	養育医療費			
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠・出産等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
	小 計			
	合 計			

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

旧

様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

		都道府県(政令市、特別区)名		
区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
		円	円	
母子保健衛生費負担金	養育医療費			
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	围産期医療対策事業			
	総合围産期母子医療センター運営事業			
	健やかな妊娠・出産等サポート事業			
	小 計			
	合 計			

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

種 目		都道府県（政令市・特別区）名						
		対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円 (①-②)	基準額 ④ 円	都道府県 補助額 ⑤ 円	国庫補助 基本額 ⑥ 円	要国庫補助額 ⑦ 円 (⑥×補助率)
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業								
療育指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
特定不妊治療費助成事業								
健やかな妊娠・出産等サポート事業								
妊産婦ケアセンター運営事業								
合 計								

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4（交付額の算定方法）(4)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑦の額は、⑤と同額とする。

種 目		都道府県（政令市・特別区）名						
		対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 ③ 円 (①-②)	基準額 ④ 円	都道府県 補助額 ⑤ 円	国庫補助 基本額 ⑥ 円	要国庫補助額 ⑦ 円 (⑥×補助率)
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業								
療育指導事業								
生涯を通じた女性の健康支援事業								
特定不妊治療費助成事業								
周産期医療対策事業								
総合周産期母子医療 センター運営事業	直 接 補 助							
	間 接 補 助							
健やかな妊娠・出産等サポート事業								
合 計								

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4（交付額の算定方法）(1)及び(2)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額。
 ・交付要綱4（交付額の算定方法）(3)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑦の額は、⑥と同額とする。

新(案)

旧

様式3 国庫補助金所要額調

様式3 国庫補助金所要額調

様式3 国庫補助金精算額調

新(案)

都道府県(政令市・特別区)名

種 目	対象経費の	寄付金その	差引額	基準額	国庫補助	国庫補助額
	支出予定額	他の収入額			基本額	(⑤×補助率)
	①	②	(①-②) ③	④	⑤	⑥
	円	円	円	円	円	円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
特定不妊治療費助成事業						
健やかな妊娠・出産等サポート事業						
妊産婦ケアセンター運営事業						
合 計						

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

様式3 国庫補助金精算額調

旧

都道府県(政令市・特別区)名

種 目	対象経費の	寄付金その	差引額	基準額	都道府県	国庫補助	国庫補助額
	支出予定額	他の収入額			補助額	基本額	(⑥×補助率)
	①	②	(①-②) ③	④	⑤	⑥	⑦
	円	円	円	円	円	円	円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業							
療育指導事業							
生涯を通じた女性の健康支援事業							
特定不妊治療費助成事業							
周産期医療対策事業							
総合周産期母子医療 直接補助							
センター運営事業 間接補助							
健やかな妊娠・出産等サポート事業							
合 計							

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(1)及び(2)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(3)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑦の額は、⑥と同額とする。